

大分市自治基本条例検討委員会 第1回執行機関・議会部会 議事録

日 時 平成21年11月11日(水) 10:00～12:00

場 所 大分市役所本庁舎 議会棟3階 第5委員会室

出席者

【委員】

宇野 稔、高瀬 圭子、竹内 小代美、古岡 孝信、永松 弘基、安部 剛祐、神矢 壽久 の各委員(計7名)

【事務局】

企画課課長 玉衛 隆見、同専門員 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘、
同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之 (計5名)

【プロジェクトチーム】

(企画課課長玉衛隆見)、議会事務局議事課政策調整室次長 藤野 宏輔
(統括者除く 1名)

【傍聴者】

なし

次 第

1. 開会
2. 部会長・副部会長の選出
3. 部会長・副部会長あいさつ
4. 議 事
 - (1)部会名称について
 - (2)検討・まとめ
 - (3)その他

< 第1回執行機関・議会部会 >

事務局	<p>それでは、定刻を若干過ぎておりますけれども、遅れてみえられる委員さんもおられると思いますので、大分市自治基本条例検討委員会、仮称ではありますが、執行機関・議会部会を開催いたします。</p> <p>まずはじめに、私どもの手違いによりまして、部会の構成人員に誤りがございましたので、お手元の名簿にて訂正してお詫びを申し上げます。</p> <p>さて、本部会は、前回の第9回検討委員会におきまして、5つの部会を設</p>
-----	--

	<p>置させていただきましたが、そのうち、執行機関・議会に関することを専門に検討する部会でございます。委員の皆様には部会への所属につきまして、アンケート調査をさせていただき、本部会の部会員とさせていただきました。必ずしも本来の希望に適ったものではないかもしれませんが、他部会とのバランスを考慮のうえ、最大限皆様のご希望に沿ったかたちで割り振りをさせていただいたものでございます。ご了解の上、ご協力方よろしく願いたいと思います。</p> <p>それでは早速討議に入っていきたいと思いますが、まず大分市自治基本条例検討委員会設置要綱第7条第3項の規定により、部会長及び副部会長を委員の互選により選出することとなっておりますので、委員の皆さまからご選出をいただきたいと思います。</p> <p>まず、どなたか立候補される方、あるいは推薦でも結構ですけれども、いらっしゃいましたらお願いいたします。</p>
委員	特にわかりませんので、事務局に一任します。
事務局	では、宇野委員長、重ねてになりますけれども、部会長をお願いしてよろしいでしょうか。
委員長	はい。
事務局	では、ご無理を言いますけど、高瀬委員さん、副部会長をお願いできますでしょうか。
委員	よろしいんですか？
事務局	それでは、部会長さん、副部会長さん、一言ずつご挨拶を。
部会長	はい。今、光栄にも部会長に選任をしていただきました。いつもは全体会議で司会を務めさせていただいております。今までの長い道中のなかで、やっと軌道にのった審議ができる形がつくられたかな、と思っているところでございます。大変重要なテーマを掲げた部会と、私は認識をしております。皆様方と徹底的に議論をしながら、納得のいく結論に向かって歩みたいと。そのための進行役を誠心誠意努めさせていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。
副部会長	改めまして、ご挨拶申し上げます。全く、思いがけない成り行きで、このようなお役目を頂戴することになってしまいまして、正直、かなり戸惑いと自信のなさで、今、いっぱいなんですけれども、部会長をはじめ、こちらにお集まりの委員の先生方、それぞれに経験、知識、優れた卓見をお持ちの方ばかりですので、勉強させていただくという気持ちで務めさせていただきたいと思います。至らぬところも多々ございますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局	<p>ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、ここから討議に入りたいと思います。設置要綱第7条第4項の規程により、部会の議長を部会長に願ひすることになっております。</p> <p>部会長さん、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>はい。それでは、これから司会進行役を務めさせていただきます。ご協力の程、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>お手元の次第をご覧いただきたいと思います。議事があらかじめ、3つほど予定されております。1番から参りたいと思います。</p> <p>今日、事務局のほうから、仮称ということで、ご紹介がございました、「執行機関・議会部会」という名前が一応ついているんですが、正式に名称を決めていく必要がございますので、どういう名称がいいのだろうかという皆様方のご意見を賜りたいと思っております。いろんなご意見をお出しいただければと思っております。よろしくお願ひいたします。</p> <p>ちなみにですね、今日のこの部会が、全体部会の第1号というか、今日の我々がいちばん最初らしいです。ですから、他の部会がどういうふうに名称を決めたかというのは、全然まだ出てきてないんですね。</p>
委員	<p>名称ぐらい、そんなにこだわらなくてもいいのではないかと。問題は中身のことですからね。このままでいんじゃないかなあ。</p>
委員	<p>そう思いますよね。中身は何を議論するかであって、と思います。</p>
部会長	<p>いかがでしょうか。今、本質は中身の議論なんで、名称はこだわらないでこれでいいのではないのでしょうか、というご提案がございましたが、よろしゅうございますか？</p>
一同	<p>はい。</p>
部会長	<p>はい。それでは特にないようでございますので、正式名称として「執行機関・議会部会」ということにさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、引き続きまして、2のほうでございます。具体的な本題に入りたいと思います。これまでの議論を踏まえながら更に我々の部会で必要な議論をやっていくということになります。今日は事務局のほうからご配慮いただきまして、議論に入りやすいような素材といいますが、そういうものがあつたほうがよろしいんではなからうかというご判断のようでございます。それで、お手元にカラーの資料が渡っておりますので、ちょっと事務局のほうから、ご説明をいただくと有難いんですけども。</p>
委員	<p>ちょっといいですか？</p>

部会長	はい、どうぞ。
委員	説明をいただく前に、質問があるんですが、市の方が、ここに「執行機関・議会部会」という名称をつけて、この部会を作った目的とか理由を教えてください。
部会長	目的といいますと。
委員	こういう部会にした理由とか目的ですね。これによって何を得たいか、市として。あるいはこういうことにまとめた理由でもいいです。
部会長	いや、それは前回もう言っているんじゃないんですか？
委員	いえ、そのとき、私どもは発言する機会がなかったので、質問を。
部会長	部会を作ることについては、特になにもなかったと判断しておりますが。
委員	異論はないんです。それをどのように考えておられるか、理由を聞きたいんです。
部会長	それは、我々が審議することじゃないですか。
委員	そうでしょうか。私は市が提案された理由も知っていいんじゃないかな、と。
委員	いや、市じゃないですよ。
部会長	市はもう黒子です。事務局です。
委員	だから、これを作った方が、どういうことでそうされたのかが。
部会長	どれをですか？
委員	この「執行機関・議会部会」というくくりをつくった意図です。
部会長	いや、意図も何も、これは・・・。
委員	私、そのときによほど申し上げようかと思ったんですけども、なんでここに市民が入ってないんですか、っていうのがあったんです。だから、その括りをつくって...
部会長	市民はまた別の部会ございますよ。

委員	統合する、市民と、議会と執行部とを統合するという視点を入れていただくのは、じゃあどこでするんだろう、と思ったわけですよ。
部会長	ちょっと、私、意味がよくわからないんだけども。
委員	私も、今、あなたの言っている意味合いが、全く理解できないんですわ。
委員	じゃあ、その理解できない理由は…。
委員	執行機関と市民を一緒にする？
委員	市民と、執行機関と議会とが、例えば、ここは何をするところで、市民は何をするんでしょうか、という感じなんですけど。私は、新しい自治基本条例っていうのは、執行機関が法律や制度を考えたり、議会もそれを考えたりして、議会が審議を決定するだけでなく、市民もその段階でどのようなになったら関われるんだろうかという疑問を持っています。窓口で市民協働とか、行政事務の担当者とやるときには、それはあるものとして、私たちは受身で、その中で自分の自主性を発揮させていただくんですが、極端に言いますと、議員さんというのは、党派で総論で選ばれます。
委員	いや、それはそういうことはないですよ。
委員	いえ、私たちは、この総論には賛成、でもこの各論はちょっとちがうかも、と思ったときに、例えば、極端に言うと、違いがわかりにくいかもしれないけど、例えば、民主党が今、子育てに支援金を出すと。政権自体は民主党になっていただきたいという世論はとても強いんだけども、世論調査を見ると、そういう子育て支援をするということに、一律に全部に、末端から上までするということは如何か、という意見が多いわけです。でも、マニフェスト通りにやれば、それをやることになるわけですよ。そういうときに、どこに私たちは行って行ったらいいんだろうっていう。
委員	議会制民主主義という国の制度そのものを変えて、直接民主制なんかの、国家そのものの法律を変えていかんと、あなたのいうことはどうにもならないと思いますよ。
部会長	<p>ちょっとすいません。あのね、私たちが今まで議論したことで、ひとつのグループ、部会に分かれて議論をまず始めましょうと。全体でやってもなかなか収まりがつかないので、ひとまず5つに区切ってやっていこうということなんです。ですから、それに対して、なぜ5つなのか、とか、それはどうしてなのか、という議論はやってないんですよ。</p> <p>5つに分かれてやって、やってみて、それによってまた分かれてということやっていきましょうということでございます。先生がおっしゃっている</p>

	<p>ような、市民というのが、どういうふうな位置づけなのか、っていうことはですね、それはこれからの議論で当然展開されることだ、と思っているんですよ。</p>
委員	<p>それだったらずいぶんいいと思います。私はその意味でね、この会に参加したいなあ、と。市民がどのように関わらせていただくのかと。私はおっしゃるとおり、今言っているのかどうか分かりませんが、おっしゃるとおりの面はあると思います。ただ、時代が変化するとき、どうやったら市民の法や制度に関係するところまでくみ上げていただくか、という制度作りが自治だと思っているんです。今まではそういうことは全然私たちは口を出せなかった。もう法で決まっていますから、あーそうですか、ってなっていて、民主全体は6割何分もこれを持っているのに、マニフェスト通りですって言われると、「あー、そうですか、もう私たちが選択した政権ですから」と。やっぱり実態と執行がずれるわけですよ。そういうときに、全体的には議員さんをお願いするんだけど、この部分だけ、もうちょっと再検討してください、というのを吸い上げるようなものが何かあるといいなあ、というふうに思うだけです。</p>
部会長	<p>あのね、大分市の場合にはですね、既に議会基本条例を作っているわけでございます。そして私の得た情報、新聞情報なんですけれども、議会のほうも昔と違ったような、条例の制定の後に出前講座っていうんですかね、そういうようなこともやられてですね、民意を可能な限り吸い上げていこうというふうなね、そういう話もね。</p>
委員	<p>たとえば、そういう講座があります、というようなことをね、もっとたくさん・・・。</p>
部会長	<p>それをなさっているわけですので、やっぱり民意というもの、市民というものをね、十分にお考えになっている動きが既にでていきますのでね、そういうものが一切出てこないという会議にはこの部会はない、と。</p>
委員	<p>私はそう思っていない。</p>
部会長	<p>ですから、先生がご心配になる向きは僕はない、と。これは、議論の中でね、十分に展開できるものですから。最初からそれを削ぎ落としていくというようなことはないということを、私は司会役として認識しております。</p>
委員	<p>私もそう思うので、今のことを言ったわけね。</p>
部会長	<p>はい、それは、ある意味で当然のことだと思いますよ。</p>
委員	<p>だから、名前について、ちょっとさっき議論されていたのでね、市民も本当は入っているほうが私は好きだなあ、と。まあ、いいんですよ。みなさん</p>

	<p>がそれでいいっておっしゃったんだから。名前がこれだから言えないということじゃないですかね。</p>
部会長	<p>もちろんそうです。</p>
委員	<p>だから、私がそういう意思を持っているということをお伝えできたら、というふうに思います。</p>
委員	<p>市民の分は、仮称ですけど市民参加・協働部会っていうのがありますよね。その中で議論をこれからしていくんだろーと思ひますし、この5つの部会を作ったから、市民の分を議論しないというわけじゃない。とりあえずは5つの部会に分けてやっていきたいと思いますということなんです。</p>
委員	<p>いいんです、それでいいんですけどね。市民参加・協働のときに議会とは関わりにくいんですよ。私たち協働事業をさせていただいているけど。</p>
委員	<p>そういうふうに言ったら、また1からまとめて一緒に議論しないと。</p>
委員	<p>いえ、そうじゃなくて、3つを統合するという視点のところはどこですか？</p>
委員	<p>この3つは全体の中でやっていけばいいんじゃないの？</p>
委員	<p>まあ、じゃあそれで結構です。ただ私がそういう意図を持っているということをおね、みなさんに一度発表したかっただけです。</p>
副部会長	<p>今、いろいろお話を聞いていて、それぞれのご意見、非常によくわかったんですけども、5つの部会、私はすべて市民という要素は入っていると思うんですよ。もう出すまでもないので、部会名にはここでは入ってないんですけども、結局やることは、執行機関、市長と市民の関係、あるいは議会と市民の関係っていうのがはいておひますので、それは三者あわせて話をする事になるだとうと思ひています。</p>
委員	<p>安心しました。ありがとうございます。みなさんがそう認識して下さったら、とってもうれしいです。</p>
委員	<p>基本的に「自治」基本条例ですから、これは議会基本条例を今から審議するとか、そういうことじゃないんです。</p>
委員	<p>お時間拝借しますけど、私の理念ビジョンっていうのはそういう意味だったんです。ところが、みなさんが思っていたのは大分市の理念ビジョンという考えだったみたいで、私が思っていたのが、自治基本条例の理念ビジョンをみんなで共有したあとこの部会に分かれたほうがいいっていう意見を持っ</p>

	<p>ていました。で、理念ビジョンっていうのを言ったんですが、どうも大分市の理念ビジョンがかなりのウエイトを2 / 3くらい占めそうというんで、私はこちらに行かないようにしたんですけど。まあ今ので、皆さんが十分に同じ認識を持っていると分かりましたので、いろんな小さなお話しをする中で私の考えを述べさせていただいたら、と思います。ありがとうございました。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、それではもう一度説明をしていただけますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。お手元に、今日初めてお配りしているんですけど、資料ということで、執行機関・議会に関する項目の分をまとめた資料をお出ししております。先ほど、部会長さんからもお話があったように、入口として、他都市の例を、こういうふうにまとめたら参考になるんじゃないかなろうか、ということで、一番最初に作られたというニセコ町の分と、政令市である札幌市、あと上越市と近隣である由布市のところを抜粋して、市の基本的役割というところから市長の基本的役割、市長の責務、執行機関の基本的役割、執行機関の責務、職員の責務と議会の基本的役割、議会の設置・会議・公開、議会の責務、議員の責務ということで、他都市の例に倣ってまとめてみました。これがすべてを網羅されているものでもないと思いますし、大分市に当てはめるともっと必要なものもあるでしょうし、これは要らないというものもあるかもしれません。ただ、他都市の例として議論の入口の参考資料としてご活用いただければ、ということで該当する条例の条文を載せておりますので、今後皆様に条文を作り上げていただく、という前提でございますので、参考に出させていただきました。以上でございます。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>あとでお目通しをいただければ、と思います。今日のところは第1回目でございますので、フリートーキングということで、活発なご議論をいただきたい、と思うわけでございますが、司会進行役として、ひとつだけ、議論をするときの整理といいますか、道筋といいますか、ということだけはひとつございます。それはどういうことかと言うと、これは地方自治のまさに根幹部分の話になるんですね。執行機関と議会との関係ということですから。いちばん要の部分でございます。私の認識ではですね。そうなったときに、現行の憲法の基で地方自治が成り立っているわけですので、例えばその枠組みを取っ払ってですね、新しい地方自治を作っていくべきだというような議論は、私はもう私たちの議論の枠外にいくんじゃないかなろうか、と思うんですね。そういう意味で、私たちが条例を作るにあたっての制限といいますか、そういうものはね、しっかりと認識しておくべきではなかならうかな、と思うんですね。</p> <p>その点、如何でございましょうか？あくまでも憲法の地方自治の規定の枠の中でですね、地方自治法とかいろんな法律がございまして、そういう法律の中で、例えば、ある、具体的に言ったら、大阪府知事の橋下さんなんかは非常に思い切ったことをおっしゃるんですね。どういうことかと言うと、執行機関と議会との関係を自分は議員内閣制と同じように議員の中から行政</p>

	<p>に関わる人を選出するというシステムを作るべきだ、というようなことを彼はおっしゃるわけですね。だけど、それが何かって言うと、現行法の枠の外の話になっていくわけですし、法体系を変えなければ、非常に奇想天外な発想ということになってしまう。しかし、そう言いたいぐらいに私は思いが募っているんだ、ということになると、やっぱり何かいろいろな問題があるんだろう、と。執行機関と議会との関係にはやっぱりもっともっと議論すべき問題があるんだろうと思うんですけど、その枠をですね、やっぱり設定しておかないと、どこまでも話が飛んでいってしまい、收拾がつかなくなるのではないかなという気はするんですけど、いかがでしょうか。最初の出発点ですね。その中で一番理想的、実現可能な執行機関と議会の関係を構築していく、ということで。既に議会のほうは条例化を終わっているという大分市の特殊な事情、そういうことも総合的に考えていくことになるかと思うんですけど。まずは枠組み、いかがでしょうか。自由活発な議論となると枠組みを取っ払うことになると思うんですけど。</p>
委員	<p>枠組みというのは、これに関してはどういうものなのでしょうか。</p>
部会長	<p>現行の地方自治のあり方ですね。</p>
委員	<p>それに関して、この部会に関係する枠組みを具体的に教えていただかない、と思います。</p>
部会長	<p>憲法に定める内容がございますよね。</p>
委員	<p>ちょっと、私ども市民はわからないんです。</p>
部会長	<p>ですから、例えば、最初にですね、議会にそういうところのね、枠組みっていうのが、地方自治についてはあります、と。例えばリコールをするとかね、あるじゃないですか。鹿児島はどこか、激しくやっていますよね。ああいう緊張関係っていうんですか、そういうものをちょっと頭の中に入れて、そしていくと、意外と射程距離が見えてくる感じがするんですよ。</p>
委員	<p>今の執行部と議会との関係を覆すようなという枠組みで。</p>
部会長	<p>法体系を外れるような、ね。そういうものはちょっと、我々の範疇の外になるんじゃないかなあ、と思うんですよ。 先ほどちょっとたまたま例に出した大阪府知事の橋下さんなんか言っているようなことっていうようなですね。</p>
委員	<p>難しい議論なんでしょうけどね。</p>
委員	<p>それは憲法のなんていうところを見れば勉強できますか？</p>

<p>部会長</p>	<p>130のうちの終わりのほうです。100条までが実質でして、101、102、103っていうのは移行措置の規定なんです。ですから、それは各自が勉強されるという方法もありますけど、ひとまず誰かがレクチャーして、ですね、それで、「ああ、そういうものか」ということで勉強するとかね、そういうこともあると思うんですよ。何かそういうことから情報量をですね、等しくして議論していけば、議論しやすいかな、と。他の条例を今日ご紹介いただいたというのもひとつの参考資料ですし。だから、何か今日は宿題をいっぱい出してもらって、準備して、次回に備えるというね、会議になれば第1回としてはよろしいのかなあ、と。</p> <p>こういうことを準備しましょう、とかいうことを出していただければと。その中で最終的に整理をさせていただきたい、と思いますけど。どうぞ自由に。</p> <p>市の議会条例が制定されて、それについては過去何回かご紹介、勉強する機会があったんですけど、その点はいいですか？さらに勉強するとか。</p> <p>例えばですね、大分県の県議会の条例、基本条例ができていますよ。そういうのはまだお目通しいたいてないんですけど、県レベルでできています。そういうのも参考資料になるかな、と。</p> <p>それとか、事務局、ちょっと押さえておられたら教えてほしいんですけど、議会の基本条例ですね、制定しているところが少ないかな、と思うんですけど。できてますか？そういう資料でもあれば。</p>
<p>委員</p>	<p>議会基本条例の視察とかで、他都市から来てるんじゃないの？</p>
<p>事務局</p>	<p>ちょっと時間をもらえますか？ちなみに、自治基本条例という類のものを制定しているのが、全国で100を超えているような状況です。ですけども、議会基本条例はそれよりもはるかに少ないという状況にはなっております。具体的な数字は確認して参ります。</p>
<p>部会長</p>	<p>必要があれば委員の皆さん方の・・・。</p>
<p>委員</p>	<p>いいですか。</p> <p>各論になってしまうのかもしれないんですけど、議会基本条例が制定され、運用に入っているんですよね。それによって今までの議会と市の関係、執行機関との関係に何か効果的なものが現れたとか、よかったというものがあれば、次回でも教えていただくと、少しまた分かりやすくなるかな、と思います。</p>
<p>委員</p>	<p>今年からそういう条例を作らせていただいて、昨年も開催しまして、今現在もやっておりますけれども、市民意見交換会を毎年1回以上は必ずやるとうと。それで、市民意見交換会でお話させていただくんですけども、一体議会とは何をやっているんですか、と。中身はどうなんですか、という部分を我々が中々お知らせできていない。</p>

委員	市報にね、ついてきますよね。
委員	ただ、それだけでは中身があまりご理解いただけないということなんで、そういったことを中心に今、やらせていただいています。それと、議員がみんな集まって検討する中で条例制定というのがほとんどできてなかったんですよね。議会の権限強化という部分で、そういったこともやっていこうよ、ということです。「何をしているんですか？」ではなくて、「我々はこうやっています」ということを広くアピールしていこう、という部分が基本的にあるだろうというところです。
事務局	議会基本条例の制定状況ですけれども、2009年10月現在で73自治体が制定済みのようであります。
部会長	結構多いんですね。自治基本条例は？
事務局	正確に自治基本条例という形でつかみにくい、と言いますか。条件にはなっていますけど、100をだいぶ超えていると。
部会長	その数と比較すると議会も多いんですね。
事務局	大まかに言いますと、大体半分くらいかな、と。
部会長	ありがとうございます。 どうぞ、いろんな方向から出していただいて、最後にまとめさせていただきますので。もう、自由にご意見を賜りたいと思います。
副部会長	既に過去の委員会で出た話題でしたら大変申し訳ないんですけれども、先ほどから話題になっております、議会基本条例と今我々が検討している自治基本条例との位置づけというか、関係というか、そういうのはどういうふうに見えるのでしょうか。つまり、自治基本条例っていうのは、自治に関する最高規範性を持つものというのは我々は話をしてきたんですけれども、議会基本条例はそれと並び立つものなのか、それとも自治基本条例があって、その下の各論的なものに位置づけられるのか、ちょっとテクニカルな問題になるかもしれないんですが、どうでしょう。
部会長	これは、最大の問題点じゃないでしょうか。 この部会で、私は最初からその点が鍵になってくると思っているんですけどね。だから、それをここでのつけからやるとですね、大変なことになるんで、その議論は必要だというご認識の下で、いつかやらなきゃいけない。ですけど、それは後のほうがいいかなと思うんですけど。
副部会長	いろいろと議論を積み上げた上でしか話しができないことかもしれないですね。

<p>部会長</p>	<p>議会基本条例も自治基本条例も勉強させてもらって、これは本当にすばらしい、と。これを越すなんていうことは恐れ多い、と。大変議会に対して失礼だ、という考え方も出てくるかもしれませんが。そうなった時にですね、一応、最高法規制っていうものは確認はされてきているんですけど、ただ、議会基本条例との関係っていうのは、まだ出来ておりませんので。</p>
<p>副部会長</p>	<p>議会基本条例のいただいた資料も相当練られて作っておられて、今運用されているということですので、それはやっぱり尊重したいな、という気持ちはあります。ですので、ちょっと勉強させていただいてですね。</p>
<p>委員</p>	<p>僕は今、先生が言われた意見で、僕たちが作ろうとしているものとか、国のやつとか、県のやつとか、僕は横一線だと思うんですね。横一線で考えても、それくらいの気持ちで基本条例を作ってもいいんじゃないかな、と。議会の場合の基本条例も優先する場合もあるだろうし、県のほうも優先する場合もあるだろうし、僕たちが作った基本条例を優先する場合もあるだろうし。横一線で、僕は深くはわからないんですが、かなり重点をこっちにも置いて。上下があるとか、そうすると、もう、憲法があって、その下にずっとあるとするとあれですから、個性のある、いいところはとっていくと。よくわからないんですけどね。法律的なものとか。</p>
<p>部会長</p>	<p>ちょっと簡単にご紹介いたしますとね、県の条例と市の条例というのは対等なんですよ。県の条例があって、それに抵触しない矛盾しないような条例を市町村が制定する、ということにはなっていません。全く対等です。ですから、県は県で横目でいらんでですね、「こんなものを作ったんだね、はいはい」ということでよろしいわけですね。</p> <p>最初に私が申し上げたのは、日本の法体系が憲法をトップにピラミッド体系で一番上にあるんですね。それで今度は法律があって、政令・規則があって、条例となっていくわけですし、絶対に抵触してはならないのは、現行法の解釈の中では、憲法の中身に抵触する条例はいずれ裁判所において否定されるという将来的なものがありますので、問題のないような条例をつくるとすれば、憲法の枠の中の抵触しないような内容で条例を制定するというのがよろしいし、もっと言うと、その上に法律という国会で制定される法が法律なんですけれども、その法律にも抵触しないような条例っていうのが、非常に穏やかな条例なのかな、と思うんですけどね。ですから、国レベルの憲法とか法律とかいうものはいちおう頭の中においておいたほうがいいかなと。すなわち、自分たちの条例をつくる上での頭にですね、上に存在するという認識が必要かな、と思うんです。くどいんですけど、他の例えば県なんていうのは、全然関係ない、参考でよろしいかな、と。</p> <p>どうぞ、いろんな観点から。</p> <p>私、率直な感じね、執行機関と議会との生々しい関係っていうのはあると思うんですよ。市長が地団駄踏んで「悔しい！なんで俺の思いが通らんのか！」とかね。議会の人には「なんで議会を無視して執行機関は勝手なことを</p>

	<p>やるんか！」とかね。いろんなところのごくごく一般的な日本全国で見られるんじゃないだろうか、っていう部分でね。どういうふうにもうまいこと作り上げたらね、市民の幸せに繋がっていくのかな、というところも勉強してみたいな、と。議員の先生方には釈迦に説法で、そんなことわかっている、っていうことかもしれませんが、その関係がうまくいくと、両者の関係がうまくいくと、そうすると非常にいい市政ができるんじゃないか、という気がするんですけどね。</p>
副部会長	<p>いろいろな条文を読ませていただくと、「緊張関係」という言葉で表現されていたりするんですけども、その言葉の中に含まれている生々しさとか具体的な部分っていうのは、私のような外部の人間からはわからないところが多々ありますので、そういったところを少しでもちょっと補いつつ話しができればな、と思うところがあるので、そのあたりよくご存知の方が教えていただければ、と思うところはあります。ここをこうすればいいとか、あるんじゃないかな、と。これも私の個人的な感想なんですけれども。</p>
委員	<p>僕はさっき言った横一線っていうのは、そういう緊張関係が、せっかく作るんであれば欲しいなあって。実際運営の面で。枠があるから、それを……。市民のためになればですね、自由に作ってもいいかなと。正直なところ、もう立派なものがあるのに、あまり時間をかけてもというような気もしないこともないし。本気で作るんであれば、やっぱりいいのを作りたいな、と思って僕も入ったんだけど、希望としては、部会長が言われたようなものが出来上がって、いい緊張関係を持っていい意見を言い合うという形ができるのが、理想的だな、と。上下なくて。この自治基本条例でうたっていて、議会基本条例でもうたっているというような形になれば。例えばわかりやすい例で言うと、議会は月に1回、市民との対話をする、と。僕たちがつくったやつは月に2回くらいは対話する、と。そういった場合、2回のようなやつをつくれるのかな、と。ちょっと、僕もまとまってないですが……。</p>
委員	<p>緊張関係はおこるだろうと思うし、市や市長が考えた施策を議会が審議するわけですよね。そこで意見が違った場合は、今の場合は議会が承認したものが、通るんじゃないんですか？そこも私たちはわからないんです。執行部が出した案が通らないということは今まであまりないわけですかね。普通、決まっていくときは、執行部が出した案を我々の代わりに議会で審議していただいて、承認されれば実行するし、否認されればボツになる、ということだと思うんで、法制的にはある意味では緊張関係はないのではないかと私には見えるので、部会長がおっしゃる緊張感という意味をもう少し伺えたら、と思います。</p>
部会長	<p>結局、そういうことでボツにされたとなれば、市長の方としては議会を解散するとかですね、今度は逆に市長のリコールを手配するとか、そういう制度的な設計はあるかと思えますよ。</p>

委員	<p>それをもうちょっと違った制度ということで検討しようというわけですか。</p>
部会長	<p>もう少しその市民にとって、よりよい緊張関係というのを構築できるのであればね、条例によってですね。そこに、いかに民意が反映されるか、と。ですから、ほんとうに民意がなければ、地方自治は成り立たないというのは、共通の認識ということで。よろしいかなという気がするんですけどね。</p>
委員	<p>その民意をくみ上げるルートですね。</p>
部会長	<p>それとね、もう一つ、私も大分市民の一員として重大な仕事を担っているなという思いはね、地方分権がどんどん、これも地方分権の進行に伴って是非必要だということでしたですね、市長が、我々に諮問をするといったときにですね。そうするとね、地方分権が進むっていうことは、地方自治の裁量権がどんどん拡大していくっていうことですよ。ということは、そこに予算的な裏づけもどんどん広がっていけばですね、市町村ごとのバラつきが出てくるんですよ。ある市は非常にすばらしいけど、ある市は運営がまずくて市民は本当に不満たらたらというような、いい加減なんとかしてほしい、とかいう格差がうまれてくるときに、最終的にいい格差、悪い格差があると思うんですが、全部市民がそれをかぶっちゃう。いい意味でも悪い意味でも。となると市民は大変な時代に入った。今までは普く全国公平でやっていたから、どこに住んでいてもそうかわらなかった。それが住む場所によって変わっていくという時代が変わっていくとすれば、これはとんでもない条例作りだ、という感じがしているんですよ。そういう意味合いからすると地方分権というものの進捗状況、それから将来の予測ですね。将来どうなっていくんだろうか、ということも踏まえていかないといかんかな、と。これは全体で勉強を徹底的にすることかもしれませんけど。特に我々の部会では、執行機関と議会の関係が主にですね、関わってきますので、大事になってくるかなと思うんですけど。で、私はそういう競争、地方自治間の競争社会が益々激化するかなと感じているんですけどね。</p>
委員	<p>おしゃべりでもいいんですか？</p>
部会長	<p>どうぞどうぞ。</p>
委員	<p>私はそのときに、どういう市民が育っているかがとても大事だと思うんですね。そしたら、やっぱり子育て教育から、学校の中で政治の主体者としての子どもの意識というのが育っていくこと。つまり自分のしたこと、選んだことに自分で責任をとる。そしてやっぱり協働する喜びですよ。それが幼いころから育ってないと、与えられたものを表示して、それは自分に合わないからと不満を言ったり、私たちはもう地方で過疎地域になりましたのでマイナスを普く受けなければなりません、などというのは、本当の地方分権ではないと思うんです。だから、地方分権が機能するのは本当にいいことだと</p>

思うんだけど、それを担う人々が育っていないとですね。そういう意味では教育というのは非常に、あるいは民意のくみ上げ方というのは非常に今から大きな意味を持つ時代なんです、それを私たちはひしひしと感じるんですが、いままでそれが中々教育のほうに反映されていないように思うんですね。そういうとき、私は自分が専門にしておりますので、こういう法制があったらいいのに、とかいっぱい持ちます。そのときにルートがないのです。だからそういう新しい時代を作るときに、新しい発想のルートというのはただ単に市政と議会に負託したからもうあなたたちと言うんじゃない。そのために今民主党が行政の仕分けに民間もちょっと入ってもらって、という。じゃあ、本当に大分市でできるのかとか、いろんな問題がここには出ています。だから私は市民も入った形で三者一体で大分市をつくるという意識がもっともつと育つ。しかも子どものころからクラス作りがその練習。そうするとモンスターペアレンツも保護者もクラスをつくる。あなたが文句を言える人じゃない、自分も作っているんでしょ、って私は言いたいんだけど、そういう意識が残念ながら今まであまりにもみなさんがしっかりやったださっていたから、私たちは受身でよかったわけですね。そうしたら、今はそうはいかない時代が来たというふうに捉えています。

部会長

まさに、地方分権が進んでいって市町村の主体性が尊重されていくっていうことになると、自己決定、自己責任になるんですね。市民がこう決めたんですから、あなたたちのいいも悪いも責任ですよ、となったときに、自己決定できるような市民が育っているかどうか。これはある意味で市民のレベルによって市町村の内容も変わってくるというね、時代も来るのかな、と。そうしたときに、今まで全国が普く公平ですから、別に私が行政にかかわっていかなかったって、ちゃんとやってくれますよ、という感覚っていうのが、やっぱり多分にあると思うんですね。ですから、そここのところの感覚の転換ですね。あなたが背負っていくんです、という。執行機関や議会に任せれば我々居眠りしといてもいいですよ、っていうのではなくて、そうじゃない時代ですよ、というところもこれ、議論を当然しなきゃいけないかな、という気がするんですね。そういう意味で、例えば市民参加、とかいったところの分野ではそういう議論も展開されてきていると。最終的にはここで、どうしてもここだけでは集約できない内容が全体に持ち寄られてですね、全体構造が出来上がるのかな、という気がするんですけどね。ただ、この部分で関連する話っていうのは、どんどん入れてですね、他の分野に他の部会で出てくるテーマであっても議論してよるしいんじゃないでしょうか。

中心は執行機関と議会ですけれども。それに係る話っていうのはいっぱいあると思うんですよ。これ、全部繋がると思います、私は。そういう意味でかなり精力的に、時間をかけて議論をしなきゃいけないんで、今日のところはもっと総花的で私はよるしいかと。問題点は何かも出していただいて、そして整理させていただこうかと思います。

委員

とってよく整理していただいたんで、私が最初に話しました疑問も大変解けています。ありがとうございます。

	<p>私の今までのイメージだと市民参加というと、例えば「日本一きれいなまちづくり」を市政が打ち出しますよね。そしたら私たちがどのように参加するかを決める権利はあるんだけど、その前の段階に関わるということが今までのところ受身であったと思っているんですよね。たとえば自主責任っていうことをいつも私は思っているんですが、そのところをかかわるようなものを実現している制度とか、そういうところを具体的に考えているんですけど、そういうものを議員にならない限りは反映できないっていうのであると、ちょっとさびしいなと思うので、そういうときに今までの市民参加の意識では、できない。だから市民参加に私は加わってそこでそういうことを言うこともできるだろうけれども、やはり、議会とか市政とかと大いに関係するので、こちらのほうがいいなという希望がありました。</p>
部会長	<p>どうぞ、部長（委員）さんも。今日は執行機関の立場をちょっと離れていただいて。</p>
委員	<p>委員さんが言われている市民参加って言うんですかね、市民が考えていることを、例えば行政にどういう形で伝えることができるか、どういう形で実現できるのか、というのが、現行の制度の中でもできるのがある程度あると思うんですね。例えば、実際、条例などは議会でないで議決ができないんですけど、議会の権限としてあるわけですけど、そういった中に例えば一市民として、こういうことがいいんじゃないか、とか、こういうことをやってほしいっていうのは、陳情とか請願とかいう形で具体的に行動を起こせる制度にはなっているんですね。それで十分だろうかと思います。執行機関のほうでも、今取り組んでいるのは市民からの政策提言で、こういったことをやったらどうでしょうか、ということで、そういう受け皿を一応作っている。市民の方から出された政策とか意見がそのまま実現するとは限りません。当然議論をして、最終的に具体的な政策として条例化なりして実現しようと思えば議会の議決を経て、初めて現実のものになるという整理ですけれども。だから、こういう市民の意見を通すルートというときにですね、現行制度で、どういうところが不十分か、そういうことがあればですね。例えば、現行の法律、条例で不十分なものがひょっとしたらこの自治基本条例の中でそういったルールとして作れるかもしれないとは思っております。</p>
委員	<p>私、民間活動しているんでいろいろな経験持っているんですけどね、だいたい窓口の人が判断するんですよね。「できませんよ」と。市も県もそうなんです。県のほうが多いかもしれない。市のほうは比較的みなさんががんばってくださっていると私は思っていますけどね。その時にね、本当に役に立つのに、というのがある意味では一般の人には見えないところがあるんですよ。大きい視野とか議論をしているということ。そうすると陳情なんていうのは受益者団体なんですよ。自分たちにニート引きこもりがあります。そのニート引きこもりにちょっと資金を出してください、とか。そういうのとはちょっと違うんですよね。全体を見た場合に自主責任協働が育つ教育プログラムが入るといいです、なんていう提案はね、具体的に。そういうところが通</p>

	<p>りにくいし、窓口の人では理解しにくい内容ではあるんです。私は本当に大分市には感謝しております。とってよくやってくれるし、今の現行の範囲内では本当によくやっているほうだと評価しているし、議会のほうにも感謝しています。ただ、そういった場合にね、なんかルートができるといいな、とは思っています。大所高所を見るというのは、なかなか社会的視野を持つというのは人間しにくいんですよね。私が社会学をもったりいろんなことをやっているの、これから時代はこうくるんだ、地方自治だったらこういうことがあるよね、って、じゃあ今日はしっかりやらしてもらわないと、って思うんだけど、そういうこともなんかルートにのるようなね、制度がこの中にもし盛り込めれば有難いな、と。それは決して議会政治を否定するものでもなんでもないし、議員さんのご活躍にはとって感謝しているんですよ。</p>
部会長	<p>今の委員のご発言は僕は面白いと思うんですよ。というのは、今部長さんがおっしゃった、現行制度の中でね、官民を汲みいれる方式を取り入れていると。例えば、パブリックコメントなっているのは、非常に今重要な役割を果たしているんですけども、今度は委員の立場で、社会的な活動をされていて、十分に活かされていない部分がまだあると。となったときに、じゃあそれを活かしていこうとしたときに、どういう仕組みを作ればいいのか、っていうのが、まさにこの部会の話になっていくんじゃないでしょうかね。執行機関なり、議会に対してですね。どんな働きかけをしていったらいちばんいいのか。議会はすでに議会基本条例はできているので。そうするとその条例の中で今委員がおっしゃったようなことが活かさせる仕組みができていのかどうか。検証してみる必要もあるかな、と思うんですね。そういう意味ではより具体的に議論をできる方々がおいでですので、楽しみにしております。</p>
委員	<p>議会基本条例で市民との意見交換会を定期的に持つっていうのはそういう意図もあると思うんですよ。市民からの意見を聞いて、議会のほうで条例を提案する、というのも可能ですから、そういう方向性は持っていると思うんですよ。</p>
委員	<p>まあ、そのとおりですよ。</p>
委員	<p>数と質の問題がありますよね。量と質。声の大きなもの量が多いもの。例えば「この問題がうちでは困っています」「子育て支援金をたくさん出してください」というのが大勢いけばやりやすいですよ。</p>
委員	<p>そういう意味ですね、今、市民意見交換会をさせていただいておりますけれども、子どもに関する条例の制定のご説明も今させていただいております。昨日もちょっとその中で、ただ条例を作ればいいのかという問題でもないんで、例えばそういうプログラムをどういうふうに考えていけばいいのかとか、そういったことも盛り込んでいったらどうか、というような意見も今できております。</p>

委員	<p>せっかくしてくださるんだったら、具体的な我々の案というのを聞いていただくルートがあると・・・。</p>
委員	<p>それは、ここで言うのはあれですけど。責任者を私、させていただいております。</p>
委員	<p>お伺いはしております。やっぱりこの部会に出てよかったです。ありがとうございます。</p>
部会長	<p>いろいろとお話しがでております。で、今日のところはもうとにかく言いっぱなしで結構でございますので。私、まとめっていうのは、こういう話しが出ましたので、次はこういうことを準備しましょうねっていうくらいのまとめしか頭の中にもありませんので、どうぞ、思いの丈を語っていただいて。せっかくの時間でございますのでね。どうぞ、続けて。</p>
委員	<p>先ほど、部会長のほうからお話出ましたけれども、法体系うんぬんっていうことはですね、あとで付いてくるっていうのでいいんじゃないでしょうか。先に縛るとですね、「それはダメです」「これはダメです」と、行き場がなくなるんですね。最終的には何のために議論するのかって言ったら、それから法に縛られたものを持ってきて、いいか悪いかだけの判断でしかなくなる。じゃあ、これだけの皆さんがですね、これだけの時間をお使いになるから、せっかくお集まりをいただいて、お話をさせていただく場は一体何なのかな、と。まして、今、政権交代がおきまして、国そのもののあり方も変わろうとしています。であるならば、基礎自治体である市町村からそういう声を出していくっていうということも、かなり大きな話なのだろうと思います。まして、ここの市長さんもそういうところにご参加のようであります。であるならば、とりとめがなくなるのかもしれないけれども、思いの丈を言って、最終的にその中で本当に出来る部分というところで集約するほうがいいんじゃないかな、と。例えば、先月、全国議長会というところの研修でアメリカ、カナダに行かせていただきました。ニューヨーク郊外のホワイトプレインズ（White Plains）市っていう人口6万人くらいの都市なんですけれども、視察に行かせていただいて、そこの市長さんがですね、午前10時から午後3時までずっと、お昼ご飯をはさんでお付き合いいただいて、もともとアメリカというのは移民の国ですから、自治というのが何であるかとは、まず自分たちの身を守ることだと。だから警察であるとか、消防であるとか、まず自分たちの身を守ることが第一なんです。それが今度コミュニティを作る中でやはり子どもたちのことを考えてるということで、教育。そして、最終的には自分たちの財産は自分たちで守ろう、というこの3本柱を自分たちが住んでいる土地建物、いわゆる固定資産税ですね、でもって賄うんだ、という仕組みらしいんですね。その後シカゴに行ったときもそうですし、カナダ郊外のハミルトンもうそうだったんですけど、基本的に自治っていうことそのものをもう一回考えなおさないといけないのかな、と。そのホワイトプレイン</p>

ズ市は6万人くらいで、議員さん6人なんですよ。議場っていったらこのぐらゐの部屋しかない。基本的に議長はいない。誰が議長をするんですか、っていうと市長が、と。7人でもって、過半数がとれればその政策は通ります。強市長型、弱市長型とかいう意味がわからない話をするんですけど、その市長さんっていうのは、共和党らしいんですけど、議員さん6人全員が民主党。何を言うにしても、ふつうは通らない。党派でいうと通らないんですけども、市民のために何が必要かという話になると、やはりそれはそういうことではない、と。で、そういうような話をしました。ひょっとしてですよ、国の背景なり成り立ちなり、いろんなことが違うんと思います。違うと思うんですけども、今後求められることとして捉えるならば、非常に参考になるんじゃないかな、と。自分たちのいちばん身近なことは自分たちで決めましょう、と。州っていうのはありますけれども、州は間接税なんで、それを財源にしているいろんなことをやっている。国にいたっては専管事項しかやっていますので、だからそういう自治のあり方っていうのもひとつあるのです。日本の場合は昔から役人制度ですから、上からどんどん下に下がっていく。その流れを否定するわけじゃありません。否定するとはいいません。その辺に賛否あるんですけども、逆を言うと、自治基本条例っていうのが、基礎自治体の最高規範であると仮定するのであれば、逆に我々にいちばん身近なところからでも発想でもって考えていく必要っていうのがかなりあるんじゃないかな、と。だから先ほど申し上げたとおり、上からくると縛り縛り縛りで、できるものっていうのは、たぶんここに事例があってこの程度しかない、と。そうなると、魂はどこにあるのかな、と。シカゴって人口が280万人なんですよ。その議員さんが50人。ちゃんと区割りしてて。で、何をやっているんだっていうと、ホワイトプレインズみたいな市長が真ん中で議長みたいになって、「私はこういうふうに提案するんだけど」って侃侃諤々やっている。だから、最終的な予算、概念についても市長が提案したら、議員が全部鉛筆舐めながら。しかも、公務員の数も議員が減らせるんです。予算管理を全部やるんで。定数を。この部署に市長が、福祉部門に10人という、この民間のプログラムでこんな先生たちに任せたら5人でいい、と。で、斬るんです。この部分は増税にはさせないので。議員がそういうふうにやっていく。今、テレビ等の報道でお話を聞いておりますけど、まさに今国がそれをやろうとしているわけじゃないですか。であるならば、我々も先を読んだっていう話じゃないんですけど、作ったらいいよね、っていうことじゃなくて、自分たちのまちはどうやって自分たちでデザインするのか、とかいう基本的なところを十分に議論して、方向性をきちんと考えて、条例というのはその後についてくる、と自分勝手に思っております。

部会長

私は、今、委員さんの意見を聞いて、先ほどの話を撤回します。

いつか報告しろって言われたら報告できるようにはしておきますけど、その話しはおいておきます。やっぱりね、理想的な方向性を目指してね、やって、残念なり、と、現行法の中ではね。これを消さざるをえないというやり方が正しいと思います。最初からね、ガチガチの中でね、コンクリートの中でやるよりも、野原で自由にやったほうがいいと思いますので。それはもう

	<p>委員さんのおっしゃるとおりです。いつか、やれといわれたときに、ありがとうございました。</p> <p>他にございませんでしょうか。今、かなり委員さんから他国の自治のすばらしい話を聞かせてもらったんですけど、それに近づく大分市になるためにね、どうしたらいいか、っていう。この部会の中でこんな議論を展開したらどうか、とか、こんなことを準備したらいい、とかございましたら提供していただきたいと思います。</p> <p>事務局のほうは何か？いつもご提案していただいておりますけど、今日は部会ですから、仲間入りをしていただいて、ちょっと、いちばんの中核のところでお仕事をされていますので、ご希望等ございましたら、何なりと、ご遠慮なく。こういうことの情報を得ているんだ、とかね。こんな情報提供ができますよ、とかありましたら。</p>
事務局	<p>事務局から話すと、どうしても他都市の例とかそういうところになるので、今せっかくいいお話が進んでいるのにあんまり口を挟みたくないなあ、と思うんですけど。自由に意見をいただいた上で大分市によりふさわしい自治基本条例を作り上げていただければと願っております。</p>
部会長	<p>はい、どうぞ。</p>
委員	<p>確かに大分市の代表で来ておられるから、個人的というのが難しいんだけど、皆様も一市民になってね、ご発言いただけたら、もっとイキイキするかなあ、と。いろんなことを配慮しながらじゃなくて、ここで言ったのはここでおしまい、のような感じにさせていただいて、自由なご発言をしていただけたら、もっと私たちがわかりやすいし、やっぱり自治基本条例ができるんだったら、こんなことが実現すると僕らはやりやすくなります、とかね。もっと市民はこんなふうにしてほしいのに、市民はこうするのが困っているんです、とかね。率直に議会との関係もこういうのがあったらもっともといきますっていう、市政に携わる方の生のご意見っていうのを、先生がおっしゃっているような感じで、遠慮なく伺えるほうがいい方向に行くというふうに思うんです。</p>
委員	<p>それもそのとおりでしょうけれども、それを言わせるんだったら、私たちが退席しとかなないと。彼らは言いにくい。</p>
委員	<p>そういう大きい心がないのね。</p>
委員	<p>いやいや、私たちが大きい心とかではなくて、彼らには彼らの立場というものがあるから。</p>
委員	<p>いや、今まではそうだったけれども・・・。</p>
委員	<p>それは、私なんかがいる前で、自由に言いなさいなんか言われたって、そ</p>

	りゃそんなもんじゃないですよ。
委員	そういう関係があることを改善していく、という。
委員	いやいや、そりゃあなた机上の理論の話であって、そりゃそんなことには ならない。
委員	だから素人ですので、こういう恐れを知らないことを言うわけで。
委員	だから、そのことは否定せずに言っていていただいて結構ですけども、それは 私たちのいないところで言わしたほうが本音の話しができますよ。
委員	それもひとつの案ですけどね。
委員	それを否定するんじゃないですよ。ただ、今議員がここに居ってというのは は……。それがいい意味の緊張感でもあるんでしょ。
委員	そういうのがあるんだってということすら、私たちは知らなかったですから ね。そういうご遠慮があるんだっていうね。
委員	遠慮とかじゃなくてね。やっぱりそれぞれみんな立場というのがあるわけ ですから。
委員	だから、そういうことが私たちはないものですから、市民だとみんなオフ レコでなんでも自由に話し合ってたっていうのが、市民のよいところであり、 問題でもあるかもしれない。ただ、もしそうおっしゃるんなら、市政の方た ちと他の委員さんとかがお聞きするっていうのも勉強になる。逆に議員さん と私たちだけっていうのもね、こちらに言いにくいことをね、それもおもし ろいなあ、って思います。
部会長	例えば、そういうやり方を選ぶときにね、もう議事録なんかもいらないと 思うんですよ。
委員	そうそう、そう思います。
部会長	だからもう、平口でね、「ああ、そんなこと誰かがおっしゃったな」くらい のことでね。議事録っていうと、口が堅くなってね、しまいますから。今の 話の中で、いろんな会話を持っていきましょうよ。 今日は私たちがいるから、言いにくからうって思えば「ちょっとすいません 、今回は…」と。
委員	私たちは議会でも委員会でもね、執行部は全部外させて、委員だけで討議 するんです。自由討議。

<p>部会長</p>	<p>はい、じゃあね、今いい話になってきました。また別の機会にね、いろいろなご意見を返していただき、と。それをもう、本当にざっくばらんところで、記録を残すとか、誰さんが何を言ったとか、そういうことはどうでもいい、と。一職員さんとしてとか、一議員さんとして、とかいろいろあると思います。そういうことでやらせていただくと、随分フレキシブルな会議ができると思いますので。そうしましょうかね。</p> <p>はい、いろいろご意見をいただいて、ありがとうございます。</p> <p>何かまたこういう工夫がないか、とかおっしゃっていただければ、と思います。</p>
<p>委員</p>	<p>ただやっぱりこういう話を取り入れるとなると、今まではという概念は捨て去らないと、変わるときはどこかで痛みが出ると。そういうことは覚悟して議論をしていかないと、いけないのではないかなど。あくまでも市民の立場にたって議論をするわけですから、市民の皆さんもその辺を十分理解してもらわないとですね。やっぱり何か一つをやれば今まではこうだったのに、それが変わることによって、マイナスになるか、プラスになるかわかりませんが、当然マイナスという考えを持つ人もおるわけですから、そういう人たちをいかに理解させるか、説得するか、ということも重要な要素のひとつだろうと思いますけど。</p>
<p>部会長</p>	<p>委員さんがおっしゃるとおりだ。極端な言い方かもしれないけど、今までは執行機関と議員さんに任せておけばいいっていう、「私たちは知らない、そんな難しいことはわからん」で過ごしてきている部分がたくさんありますよね。けど、それをあなた方が主体的にっていう方向でいっているわけですよ。</p>
<p>委員</p>	<p>概ね、総論賛成各論反対っていう理解が本当に多いんです。地域の問題にしてもね。何かいろいろ要望が上がってくる、陳情があがってくる、そういうものを取り入れて一緒にやりましょうっていうことになると、例えば工事の話、道路の話しひとつをとっても、ここに道路を通して欲っていう要望はいくらでも上がってくる。なんとかそれが実現できる。いざ工事にかかろうとなると、いやこれはうちの土地だ、とか。ここはうるさいから工事車両は通るな、とか。そういうものが確実に出てくるんですよ。</p>
<p>委員</p>	<p>だから教育なんですよ。小さいときからの。</p>
<p>委員</p>	<p>端的に例をあげますと、昨年か一昨年に鶴崎中学校のグラウンドが出来たんですよ。つくってくれという要望はものすごくあがって、いざ作るようになったら、埃がするから工事ネットをつくれとか高くしろ、とか。高くすると隣人は夏に風が入らないから低くしろ、とか。トイレはこっちにつけると臭いがするから、あっちにつけるとか。向こうの人はあっちにつけるとか。つけるところがない。そういう問題が多くあるってことも理解してもらい</p>

	たい。
委員	その辺にご苦労があるんじゃないでしょうか。
委員	あるなんてもんじゃない。議員からはいろいろ言われるし、市民からもいろいろ言ってくる。そりゃいろいろ事務局にもご苦労はありますよ。
委員	やっぱり共存していくという体験を、子どものころからして。議員さんも子どもと遊んでいただいて、と私は思っております。
部会長	多いですね。総論賛成各論反対。
委員	いろんな考え方を持たれていますからね、それぞれに。市民の意見を聞くと言いますけれども、いろいろな意見がありますから、どういう意見を聞くかっていうのもありますから。
委員	10人が10人みんな同じ意見っていうことはないですから。
委員	その決め方をルール化することじゃないかと思うんですけどね。
副部会長	要するに、意思決定の方法ということですよ。市民のみんなが納得するような。
委員	それがいちばんいいんでしょうけど、現実はね。みんな賛成ってのは、中々・・・。
委員	みんな賛成っていうか、全体決定を、いいルートで決まった場合、自分の利益にならなくても、それを賛成することを喜ぶ、といったことがね。私は市づくりに参加しているといった意識が育たないといけないと思う。
委員	そういう意識改革がねとかね、教育。行きつくところは教育になるんでしょうけれどもね。
部会長	ちょっとずれるんですけど、あるパブリックコメントの審議に関わったことがあるんですけどね、私はパブリックコメントの事務局の対応の仕方に驚いたんですね。本当に、丁寧の上に丁寧を重ねたような。そこまでまじめに対応するんですか、っていうくらい。そんなの放っておけばというようなものまで、適当に書いているよ、この人はというようなものまで、かくかくしかじかでご勘弁ください、これはちょっとできません、とかね。やるまじめさには驚いたんですけどね。そうなったときに、パブリックコメントに一定のレベルの内容を述べてもらいたいなあ、と。もうそれは玉石混交なんですよ。それを全部事務局が受けて立つっていうのは大変だなあ、と。

委員	<p>パブリックコメントで取り上げて、いいことが起こった例ってというのは、どの程度あるんですか？私、パブリックコメントは非常に疑問に思っているんですけどね、情報公開して市民の了承を得るという儀式になってないかなあ、と思ってね。だから、そういう具体的なものはどんなのがあるかな、と。この次教えてください。</p>
事務局	<p>それはどういうふうに？</p>
委員	<p>パブリックコメントで。どのような有効な意見があって、実際に採用されたか。私、たまに書くんだけど、一回も採用されたことがないから。ダメなんでしょうけどね。</p>
課長	<p>例えば、至近の例でいきますと、複合文化交流施設建設事業におきまして、本来は箱物ですけども、大分市の内部的な規定におきましてはあえてパブリックコメントをとらなければならない、という規定にはなっていないんです。それで、市民の皆さんの全体に関わる、大分市の活性化に関わるということで担当部局がパブリックコメントをとりまして、記憶が定かではありませんけれども、200を超える声が寄せられました。その中で小さな活動ができるような小ホールですね。こういうふうなものを準備してもらいたい、というふうなご意見が多数出されまして、で、それをベースにですね、新たに設計を組みなおして、そういうふうな小ホールができるようになった、というふうな事例がございます。</p>
委員	<p>そういうようなのはとてもいいですけどね。そういう意味ではパブリックコメントは機能している。例えば、市報で紹介していただいたりとか、だからパブリックコメントをもっとみなさんください、とか、アピールをしていただくと、尚活きるなあ、と。細かいことではありますけど、そういうのをまた教えていただいたらいいですね。</p>
事務局	<p>市報にパブリックコメントを募集していますっていうのは掲載もしていますし、市のホームページにも載せております。あとは支所とか関係する部署等におきまして、パブリックコメントを募集していますというような形の対応をさせていただいているんですけども、一市民から見られた場合にはやっぱりまだまだ十分じゃないというふうなご意見があるというのも現実的であろうかと思えます。</p>
委員	<p>特にですね、ここで言うのもなんですけど、教育委員会が閉鎖的なように私には見えるんですね。議会の人にもそういう意見をおっしゃるかたがたくさんいます。市の方にもおられます。そのときになんでだろうというのがわからないんですけど、パブリックコメントを教育委員会で今、採用しているのとかも次回に紹介していただくとありがたいな、と思えます。</p>
事務局	<p>教育の関係で計画を立てるときに、パブリックコメントをいただいております。</p>

	<p>ますし、基本的には大きな計画ですね、条例、市民の権利に関わる条例につきましては、パブリックコメントをいただくようになっております。</p>
委員	<p>その辺で、今のようにうまくいった例とかね、それをやるのが市民意識を育てると思うんですね。自分たちの意見がくみ上げられたってということは喜ばしいことだから。自治に参加してるっていう気がすると思うんですね。それが教育に関しては少しそうじゃない部分が多いのが見えるんです。そういう意見は他の人からも聞きます。</p>
事務局	<p>ちょっと私のほうから申し上げにくいところがあるんですけども、ご存知のように教育は、やはり人事とかそういうものは大分県という形で担当しております。現実的には小中学校の運営等につきましては市がやっている。そういう中身で動いているものですから、我々の市長部局とはまたちょっと体制等が違っている、と。そういう中でやはり、先生方が今感じられていると思うんですけどもやはり意思の決定の過程が若干違うと。そういう面と思うように市民の方の意見は反映されていない、というふうに感じられる面は確かにあるかと思えます。</p>
委員	<p>その辺をまた議論していただけたらね。</p>
委員	<p>教育の方は、(市長は)不介入になっているんですよ。</p>
課長	<p>基本的には市長が教育委員会の分については教育長に委ねているというかたちになっておりますので、平口でいきますと、二段階というふうな形になりますよね。だからといって、市長が責任を持たなくていいか、っていうことになると、そういう問題ではない、という実態があるものですから、若干時間がかかるというようなところは、そういうこともあるかと思えます。</p>
委員	<p>委員さんの意見が非常に参考になってみんなが頷いていたっていうのは、なぜかという、それだけその意見がよかったっていうことなんですね。例えば、議員の数がどうだとか、民主党がいっぱい議長が1人でも市民のための意見で決まってくとか。僕は、いいことは市民もある程度協力してくれると思うしですね、そこら辺ががちり頭がないと、やっぱり個々だけ見ていたとしても、通用しないのではないかと思いますね。そして、中々動きも鈍くなる。だから、もしできれば、もう1、2回でも自由に意見を出し合える場所をですね、時間がかかるかもしれないけれども、その中でまた少しずつまとめていけばいい。このまま終わってしまうよりも、もう何回か自由に意見を出させていただける時間があって、そしてすこずつ、というのが希望です。</p>
部会長	<p>はい、わかりました。大変有意義なご意見をいただいてありがとうございました。そろそろですね、次回設定ということが私の頭の中で考えていたんですけど、いま、委員さんからアドバイスをいただきまして、もう少しフリ</p>

ートーキングをやってよろしいんではないか、というご提案がございます。いかがでございましょうか。特にまとめを今日はしなくて、更にフリーで話し合いをしてみる、と。そこに抽出されてきた問題点を今度はやっていく、ということですね、時間の設定の中で、委員の皆さんに対するご質問なんです、実はこの委員会はこの部会はかなり機動的に動けるといふふうにしたいんですよ。ということはですね、月1回というのは、もうない、と。そんなスローなやつじゃなくてですね、やっぱりいくらあっても月に2回ぐらいは最低やっていきたいな、と。あまり間隔を空けずにですね。

そういうことで、場合によってはですね、5時過ぎもどうですか？7時とか、そういうことは考えておりません。アフター5にですね、5時半くらいから1時間半くらい、というようなことも、スケジュール調整ができましたならば、そういう設定もいかがかな、と。それは、できるだけ午前か午後の一定の定められた時間帯に設定してほしい、というご意見があれば、私は今の発言に拘ることはないんですが。

いかがでしょうか。できるだけ多くの皆さんにご出席を。部会の全体会議については、ご出席を、一人の欠席者もないようにという配慮をしたいのですが。

はい。この人数ですから、できるだけ個人のご都合が活かせるような形でいきたいと思います。

そうしましたらですね、特に事務局のほうでスケジュール的なものはなにもしてないね？

事務局

つくってないです。もうご自由に。

部会長

そうすると、じゃあ具体的にもう設定を。次回だけさせていただくということで、じゃあ勝手に。

それとですね、事務局も臨戦体制で応じていただいているんですよ。他の部会がありますので、そのある程度の調整というんですかね。そういうことも全く無視できない部分がありますので、事務局、都合が悪かったらおっしゃってください。ちょっとそれは不可能だ、ということですね。

今日が11月11日ですね。11月のもう一回どこかでとらせてもらえたら、と思うんですが、そしたら25日のですね、大変恐縮ですけど、4時半からですか。

じゃあ、事務局におかれましては、早速会場の確保をやっていただく、ということで、委員の皆様方、大変ご無理を申しますが25日の4時半から本日の会議の継続審議といいますか、もう一度、またフリートーキングをやる、ということで、2回くらいやって、まとめができればよろしいかな、と司会者としては思っております。

じゃあそういうことで、段取りが出来上がりましたので、今日のところは終了とさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

また、いろんなご意見をお持ち寄りください。よろしく申し上げます。

事務局	先ほど、ご意見がありましたパブリックコメントの意見が反映された事例とございますか、探してみても、ご報告申し上げます。
部会長	では、事務局、よろしく申し上げます。